

○宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱

令和3年3月31日

告示第67号

改正 令和4年3月31日告示第74号

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱（平成18年宮代町要綱第12号）
の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、宮代町きれいなまちづくり条例施行規則（平成18年宮代町規則第49号）第2条の規定に基づき、町民等が自発的に行う清潔できれいなまちづくりを推進する活動の支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町民等 町内に居住、勤務若しくは在学する個人又はその個人を含む団体をいう。なお、団体については概ね20人以内とする。
- （2）里親 公共施設において清潔できれいなまちづくりを推進する活動を年間を通じて継続的かつ自発的に行う町民等をいう。
- （3）公共施設 宮代町内にある道路、公園、河川等をいう。

（里親の役割）

第3条 里親が行う環境美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）活動区域内の空き缶や散乱ごみ等の分別収集
- （2）犬等のふんの適正処理
- （3）公共施設の破損等に係る情報の提供
- （4）前3号に掲げるもののほか、環境美化に必要な活動

（町の役割）

第4条 町長は、里親の活動に対し、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）美化活動に必要な物品、用具等の支給又は貸与
- （2）里親の活動状況等のPR
- （3）前2号に掲げるもののほか、活動に必要な事項

(登録等)

第5条 里親になろうとする町民等（以下「里親希望者」という。）は、自ら管理しようとする活動区域を定め、里親届（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、適正であると認めるときは、決定通知書（様式第2号）により里親希望者に通知するとともに、宮代町きれいなまちづくり活動里親登録証（様式第3号）（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 里親は、里親届により届出をした事項に変更が生じたときは、速やかに、里親変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(登録証の再交付)

第7条 里親は、破損、紛失その他の事由により、登録証が使用できなくなったときは、速やかに、宮代町きれいなまちづくり活動里親登録証再交付申請書（様式第5号）を町長に提出し、登録証の再交付を受けるものとする。

(活動報告)

第8条 里親は、毎年4月末日までに前年度の活動報告書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

(里親の辞退)

第9条 里親は、これを辞退するときは、里親辞退届（様式第7号）を町長に提出し、併せて登録証及び貸与された用具等を返納するものとする。

(登録の取消)

第10条 町長は、次に掲げる事項に該当する事由が発生したときは、里親の登録を取り消すことができる。

(1) 前条の規定による届出があったとき。

(2) 公益に反し、又は反するおそれのある行為があったとき。

(3) 政治活動、商行為その他ボランティアとしてふさわしくない行為があったとき。

(4) 里親又はその環境美化活動の実情が、里親届により届出をした事項と著し

く乖離すると認められるとき。

(5) 里親が概ね6月以上継続して環境美化活動を行っていないことが明らかなきとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、里親としてふさわしくないと町長が認めたととき。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、里親登録取消通知書（様式第8号）により、里親に通知するものとする。

3 里親は、前項の通知があったときは、速やかに登録証及び貸与された用具等を返納するものとする。

（庶務）

第11条 活動支援に関する庶務は、環境資源課において処理する。

（令4告示74・一部改正）

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前の宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により交付された決定通知書は、この告示による改正後の宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱（以下「新要綱」という。）第5条第2項の規定により交付された決定通知書とみなす。

3 前項の規定により、旧要綱において決定通知書を交付された者には、新要綱第5条第2項の規定に従い、宮代町きれいなまちづくり活動里親登録証を交付するものとする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

宮代町長 あて

住 所
里 親 名
電話番号

里 親 届

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり提出します。

活動する公共施設	道路 ・ 公園 ・ 河川 ・ その他 ()
	名称 ()
活動区域の略図	裏面 ・ 別添 のとおり
活動の内容	
里親希望者の氏名 (※注)	氏名 (又は名称) 連絡先
	人数 人
活動回数	ほとんど毎日 1週間に 回 1ヶ月に 回 その他 (回)
活動開始日	年 月 日
備考	

※注 里親が団体（複数）の場合は、全員の名簿を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

宮代町長

決 定 通 知 書

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第5条第2項の規定により、下記の内容で活動する里親として決定しましたので通知します。

記

- 1 活動する公共施設の名称又は区域
- 2 活動開始日
年 月 日
- 3 活動内容
- 4 支給又は貸与する物品、用具等
- 5 ごみの処分方法
- 6 その他必要な事項

様式第3号（第5条関係）

（表）

登録番号第	号
宮代町きれいなまちづくり活動里親登録証	
里親名 _____	
上記の者は宮代町きれいなまちづくり活動里親として登録を受けた者であることを証明する。	
年 月 日	
宮 代 町 長 印	

（裏）

<p>1 この証は、宮代町きれいなまちづくり活動里親制度に限って有効である。</p> <p>2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 宮代町きれいなまちづくり活動里親は、この証の他に身分を証明するものの提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱（抜粋）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、宮代町きれいなまちづくり条例施行規則（平成18年宮代町規則第49号）第2条の規定に基づき、町民等が自発的に行う清潔できれいなまちづくりを推進する活動の支援を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（里親の役割）</p> <p>第3条 里親が行う環境美化及び清掃活動の内容は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）活動区域内の空き缶や散乱ごみ等の分別収集（2）犬等のふんの適正処理（3）公共施設の破損等に係る情報の提供（4）前3号に掲げるものほか、環境美化に必要な活動 <p>※この証を拾得された方は、宮代町環境資源課（0480-34-1111）までご連絡ください。</p>

※名刺サイズとする

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

宮代町長 あて

住 所
里 親 名
電話番号

里 親 変 更 届

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第6条の規定により、次のとおり提出します。

変更事項	変 更 内 容

様式第6号（第8条関係）

活 動 報 告 書

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第8条の規定により、次のとおり提出します。

報 告 月	年 月	里 親 名		
活 動 区 域				
報 告 者 氏 名	(連絡先)			
実施日	参加人数	活動内容	ごみの量	特記事項
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				
/				

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

宮代町長 あて

里 親 名
（届出人氏名）

里 親 辞 退 届

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第9条の規定により、次のとおり提出します。

活動する公共施設	道路 ・ 公園 ・ 河川 ・ その他（ ）
	名称（ ）
活動終了日	年 月 日
備考	

※注 里親が団体（複数）の場合は、全員の名簿を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

様

宮代町長

里親登録取消通知書

宮代町きれいなまちづくり活動支援実施要綱第10条第2項の規定により、次のとおり、宮代町きれいなまちづくり活動里親登録を取り消したので通知します。

登録番号	第 号
里親名	
住所	
取消理由	
取消日	

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

（令4告示74・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）